

第6回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年3月17日（月） 午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
事務局職員	議会事務局長 佐田 裕子 稲員 美佳

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開催いたします。

傍聴者の皆様には、お忙しい中おいでいただきまして、ありがとうございました。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

それでは本日の議事に入ります。

まず、文書の保管についてでございます。

去る3月5日の委員会におきましては、地域振興、商工、観光に関する全ての補助金に係る歳入伝票、歳出伝票、流用伝票の提出を求めました。

これらの書類は、既に提出済みである書類と同じく、町規定の保存年限が過ぎても、調査が終わるまで処分せず、本委員会で管理をいたします。まだ提出を要求していない記録につきましても、町が保管する文書には保存年限があることから、本日は、提出済みの記録について改めて協議しながら、これから提出を要求すべき記録について協議してまいりたいと思います。

それでは、協議に当たり、傍聴者の皆様にも資料の配付を認めます。事務局より、傍聴者の方へ配付をお願いをいたします。

それでは、町役場の管理職職員による宿泊証明書の偽造についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。まず私から簡単にそれぞれの資料の説明を行います。

1点目をご覧ください。令和4年11月30日付のこの証明書は、ホテルが発行したものではなく、本人が自ら作成したことと、実際には別のホテルに宿泊したことを認め、訓告処分を受けております。

それから、2点目をご覧ください。ホチキス留めをしております。2枚目のほうが、先日、証人喚問した刈茅氏が提出したと思われる本物の宿泊証明書でございます。表の方は名前の部分は「佐々木大輔」とありますが、この2枚を比較すると、名前以外の部分が全く同じ筆跡であり、1枚目のものは名前だけ変えた偽造であるようでございます。御確認をお願いします。

それから、3点目をご覧ください。令和元年10月7日付のこの宿泊証明書は、ホテルの印鑑もないため、改めて宿泊証明書を取り寄せたところ、この日に宿泊の事実はあったものの、本物の証明書はホテルの印鑑もあり、全く様式が違うものでございます。

最後に、4点目をご覧ください。これは、令和2年10月24日から2泊3日の宿泊証明書でございます。宿泊所名と記載されているホテルに確認をいたしましたところ宿泊の実績はなく、実際に発行している宿泊証明書とは全く様式が違います。本人が証人喚問に出頭しなかつたため、この2日間どこに宿泊したのか、これは不明でございます。

では、これらの参考資料も踏まえて、各委員の御意見をお願いしたいと考えます。どうぞ、各委員

の方、御意見があればよろしくお願いをいたします。はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 参考資料の2枚目、3枚目の分ですね、2点目で説明された部分ですが、これはどう見ても私が思うに、筆跡が全く一緒です。日付のところがですね。宿泊日の日付と発行年月日が全く同じ筆跡で、同じ人が書いたとしても、このようにコピーのように全く同じ筆跡になるのか不思議であります。

それとまた宿泊者の名前のところですが、刈茅さんの方が、佐々木大輔と名前を書くときに、このように筆跡が変わってくるのかも疑問であります。ですので、偽造ではないかと私は思うところであります。

また、町長と教育長が、この方は以前にもそういうことはしていないということで町のほうでも追跡はしないという御回答でしたが、このように出てきたということであれば、ちょっとそこの町長や教育長の管理監督責任が問われるものではないかと思います。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。どなたかほかに御意見があればお願いをいたします。

はい、平山委員。

○平山賢治委員 昨年12月に一般質問した一人であります。そのときは、この1枚目の宿泊証明書なる書類が1枚、訓告となったのがこの1枚目の書類でしたね。これが行政の言い分というのは、これは証明者がないじゃないかと。だから証明書になっていないから、これは私文書偽造にも当たらないし、実際には別のホテルに泊まっていたから実害もないんだ。だから訓告で終わらせたんだというお話であります。しかしながら、2枚目、3枚目をめくっていくうちに、これは消えていますけど、証明者のホテル名とホテルの印もございます。それから4枚目に至っては、一番最後に至っては、泊まったかどうかさえも疑わしいと。不泊の疑いがあると。

ということになると、前回の質問の答弁以上に有印私文書の偽造と同行使、そして不泊で宿泊費を受け取ったのであれば詐欺の既遂ということで、これは刑事事件に、刑事罰を受ける可能性が非常に高いと思います。

それから、これ以外も前回の証人喚問の中で係長から得た証言では、この書類以外にも偽造の疑いがって、それは係長はつくっていない。課長に全てお任せしたら、いつの間にかそんなもんが出ていたというのが奈良の件ですよね。それから、宮崎の件も私は一切この分には関わっていないんだということで、当該この人物にお任せしていたところ、どうも偽の書類が出たというのがこれにプラスあるわけですから、これはあとはそうですね——我々もまだ全部、つまびらかに7年間の全て疑いなく調査したわけではありませんし、まだ付箋がついたままのものもありますので、こういうのも含めますと、これは百条の範囲を超えて、捜査機関への情報提供等も必要になってくるのかなとは思います。

いずれにしても、先日この当該課長を証人として喚問したけど、欠席届ということであって今まで

確認していますので、その対応も含めてですね、どういう今後の調査が必要かどうか考えていかなくてはいけないと思っています。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。そのほかどなたか御意見等があればお願ひをいたします。はい、河野委員。

○河野政之委員 全く同じ意見なんですけど、どの宿泊証明書を見ても、結構正式でないものが提出されているということです。これは偽装ということになると思いますけど、やはり宿泊した正式なもの添付するということが一番大事なことです。

2ページ、3ページにおきましては、やはり他人のものを誰かが代筆しているというようなところは、明らかに文字から見て、書かれている字を見れば分かるようなことです。ですから、ぜひきっちりしたもののが全く出ていないということで全部これは問題があると思います。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。そのほかどなたか御意見があれば。よろしいですか。はい、實藤委員。

○實藤量徳委員 この4件ですね、今手元にあるこの4件というのは、一応全部支払いは終わっていますかね。止めているのは別ですよね。

○古賀世章委員長 はい。これは支払いを終わっていると思います、ですよね。はい、高橋議長。

○高橋直也議長 1枚目は訓告処分を受けているということで、佐々木大輔氏、うちの当該課長ですね。2枚目、平成30年、これも佐々木大輔氏。平成元年の10月16日、これも佐々木氏、同じ。次は令和2年10月26日、これも佐々木氏。この佐々木氏はこの当時から管理職だったんですかね、課長だったのかなと思ってですね。管理職、それも決裁権のある課長ですかね、がこういうことをしているというのが本当驚きでしかありませんし、これがもし本当に偽造となつたときには、この佐々木氏だけじゃなく、その上の任命責任者も、ちょっと信じられないような、私からするとちょっと言葉が出ないぐらいびっくりなんですけども。この時期もこの佐々木氏という方は課長だったんですかね、どこかの。平成30年、平成元年、2年。もしこの方が本当に課長であつてこういうことをしているということであれば、ちょっと私はどういう責任を取られるのかがちょっと不思議でたまりませんが。

以上です。

○古賀世章委員長 この件に関しては、事務局長、佐々木氏の経歴を後で調べていただけませんか。当時のですね。多分、私の記憶では、このときは既に管理職、課長であったというふうに理解していますけど、正確には。

○佐田裕子議会事務局長 では、後で確認いたします。

○古賀世章委員長 はい、どうぞ。

○高橋直也議長 その辺も分かった上で、前回、教育長は議場で、以前にもこのような事案があつたんじゃないかなということも聞いて、本人に聞いたところ、していないと言うから調査もしないと言われたんじゃないですか。その対応もちょっと私は無責任過ぎると思うんですよね。本人がしていないと言えば、それで終わりなのかなっていうのも。その辺も今後、百条なり、議会としてもですね、責任のある立場の人の在り方というのもですね、ちょっと見直すべきじゃないかなって私は思います。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。その件に関しては、もうちょっと検討していきたいというふうに考えますので、よろしくお願いをいたします。はい、平山委員。

○平山賢治委員 そうですね、前回の証人喚問では、同行した係長2名の方に証言いただいたんですけど、お二人とも御自身の証明書がどうも偽造されているようだということで、我々はお伺いしたところ、自分はやっていないので、多分同行したこの課長がおつくりになつたんじゃないかなということで。それがもし真実だとすると、この課長は、部下を巻き込んで、部下を悪事に巻き込んでいる人物ありますから、その点でも管理職としてのやはり責任というのは厳しく問われないといけないと思います。

それで、この3月定例会の初日に町長が、不規則発言じゃないんですけど、我々が質疑をできない場において、あたかも何か「百条委員会が善良な職員をこなしよる」というようなイメージでの発言がなされました。しかし、こういうふうに係長の証言、自分はやっていないという証言、それから「かくてて」の中で「当時は当たり前と思ってやつていました」と、「分かっていなかつたので」という証言もありました。

そうすると、町長の言う、未来ある善良な職員にゆがんだ職務をさせて、善良な職員のキャリアや良心に傷をつけているのは一体誰なのか。町長やないかと。あなた方が未来ある若い職員に不正常な業務をさせたり、犯罪に加担させて、心に大きな傷を負わせている。非常に重い証言だったと思うんです、この前の。よその課に行って初めて不正常だと分かったって。だから、私はあの町長の発言をそつくりそのまま町長にお返ししたいと。

だから我々は、そういう真面目な職員さんが誠実に正確に仕事ができるような大刀洗町の役場を取り戻すために頑張っているんだということを改めて申し上げたいなと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。はい、高橋議長。

○高橋直也議長 あとですね、こういった不正をチェックする機関というか、機能としては、監査委員さんっておられるじゃないですか。代表監査委員さんもいるし、議会からも議選で監査委員を選任していますよね、出していますよね。この1回目の令和4年の11月29日の宿泊証明書、これが偽造だった際も、監査委員のほうでの報告はあつていたみたいなんですけども、その当時私も議員でしたけども、

議会のほうに何も報告がなかったんですよね。多分、監査委員さんは知っていたと思うんですよ。偽造の、訓告処分した偽造の宿泊証明書が出されていて、多分これじゃ駄目だから違うのを出しなさいといって新しいのを多分出したと思うんですけども。それでも問題じゃないですか、偽造のを自分でつくっていたということが問題だったんですけども。その問題を当時の監査委員さんは、どこまで報告していたのか。また、どこまで報告する義務があるのかというのもですね、今後ちょっと調査の課題にしてもらってですね。じゃないと、監査委員さんの意味がないと思うんですよ。

今回、初めて我々百条委員会で遡って調査していますけども、監査委員さんだったら、こういう自作でつくった書類が出ていたら、おかしいと思えば遡って監査することができると思うんですよね。それをしなかった監査委員さんたちの役目というのが、どこまで責任があるのかとか、その辺も私は今後、百条委員会でちょっと調査して、監査委員の在り方というのも、我々百条、議会もやっぱりもっと勉強すべきだと私は思います。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。それにつきましては、また勉強するということでやらせていただきたいと思います。そのほかどなたか。よろしいですか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、一応この証明書、偽造証明書の件につきましては、以上で終わりたいと思います。

続けて行きますが、今度はですね、これまでの本委員会の調査によりまして、地域振興課の町直営の移動販売事業「大刀洗マルシェかてて」（旧「さくら市場」）でございますが、これについて設立当初から長年にわたり、予算外の違法な経理が行われてきた実態があるということが判明をいたしております。

お手元の資料をご覧ください。概要を申し上げますと、移動販売の際に出品者から売上げの10～20%の手数料を頂き、その手数料を町に全額収納せず、こちらの通帳で管理し、物品の購入費に充てたり、釣銭や翌年に開催する枝豆収穫祭の枝豆購入費に充てるなど、年度を繰り越して自由に会計処理が行われていたようでございます。この通帳の中身は、町の監査を受けることなく、会計管理者も全く把握しておりません。各委員の御意見をお願いいたします。まず、白根副委員長から説明をお願いをいたします。

○白根美穂副委員長 2枚つづりの通帳のコピーの平成30年10月からというつづりの2枚分をご覧いただきたいと思うんですけども。この中で5月22日のところ、黒塗りされてあれなんんですけども、ここは福岡市役所誘導灯修理費で2万円を出しています。2万円預かっていますね。その下に行きますと、次のページの8月1日の欄を見てもらいたいんですけど、8月1日、5つありますけど、そのうちの一つにT&S、まるこさん謝礼で8万円出しています。8月5日一番下の欄ですが、これは女性の会謝金とい

うことで1万円出ています。

この前、町長が予算審議のときでお話しされたのは、「毎年、年度を閉めて、手数料は毎年、町の雑入に繰入れをしている」というような御説明がありましたが、ほかの通帳のコピーも見ていただきたいと思うんですけど、閉めるんであれば3月31日で閉めになると思うんですけど、5月、6月、7月、どこを見ても雑入に町に入っていないんですよ。この後から雑入に入ってくる年もあるんですけど、今皆さんお手元に持つてある通帳のコピーの中は、ゼロにしている形跡がないんですよ。町に雑入で入れている形跡もないんですね。ここが、また町長答弁と異なるところでございます。

前回、地域振興課の課長の証言でもありましたとおり、手数料は包装紙とか販売のときに使うテープクロスだったりとか、そういうのを買っていますということだったんですけど、それ以外のものもこの中から出ています。さっき説明があったように、枝豆、収穫祭の枝豆もこの通帳で仕入れをしていました。ここが町の催し事でありながら、町の会計課を通さずに、地域振興課が持つてある通帳でやり取りをしている。そこに問題があるのではないかなども思いますし、なぜ出品者から手数料を頂いた分がですね、それとは関係のないような内容の分まで支払いをされているのかがすごく疑問にあります。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。どうぞ、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それと2枚目コピーのゼロになっている、6月5日で1回ゼロになっているかとは思うんですけども、ここはですね、町に雑入を繰り入れてゼロにしているんではなくて、新しくもう1枚通帳をつくっているんですよ。この前証言がありましたとおり、2つの通帳で管理しているんですよね。なので、町に雑入で繰り入れた形跡はありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。では、よろしいですかね。ただいまの白根副委員長の説明に対しまして、何か御意見がおありの方はお願いしたいんですが、よろしいですか、そこは。はい、平山委員。

○平山賢治委員 私も「さくら市場」は、創設のときから議員としておりましたので、当時から制度自体はいいじゃないかということで応援していたつもりであります。ただ、経理についてはあまり詳しく把握しておりませんでした。

改めて調べてみると、そもそもとして、そもそも論として、「さくら市場」というのは、制度設計としては、町長のマニフェストや予算書、それから国の交付金等を見ても、これは町の直営の事業なんですね。町の直営事業であるとすれば、条例もくらずに勝手に手数料を取ったり、会計を通さないような通帳にプールしたり、しかもそのお金を目的外のことに使う。ここまででもスリーアウトなのだろうと思います。それで1円でも収支が合わなければ、これもまた事件になってくる話じゃないかなということで、そこから先はまた検査機関にお願いする話になるのかなと思っております。

それが、もしこれが直営じゃなくて任意団体による管理だとしても、これはアウトですよね。任意団体としてのていをなしてないからですね。これはどちらに転んでも詰んでいる事案なのではないかと思います。

これについても先日、予算委員会で町長は、「前の議員さんも知っていたはずだ」とか、この別通帳の運営についても、「議員さん方からいろんなアドバイスを頂いていたはずだ」という発言がありました。あくまで議員というのは、合法な運営を、立てつけにそういう運営をしたらどうかということを言っているわけであって、議員からアドバイスを受けたとしても、それは当然行政側がリーガルチェックをした上で、「それは議員の御提案は合法じゃないので実施できないのでございます」という答弁が当たり前の話で、議員から言わされたからやっていますなんていうのは、何の理由にもならないどころか、ますます町長の御発言というのが、なんか正常なところからどんどん離れていっているなど。何でもかんでも議員のせいにして、自分は真面目にやっている。議員が、議会が職員をいじめているみたいな印象操作ばかりやっていらっしゃるようですが、ここについても猛省を促したいなと思っています。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。そのほかどなたか御意見があれば。高橋議長。

○高橋直也議長 これは公金ですよね。まず「さくら市場」ですね、旧、今「大刀洗マルシェかてて」、出品者から売上げの10%から20%の手数料を頂いていると。この手数料って公金ですよね。手数料は公金ですよね。住民票を取ったり、印鑑証明を取ったりしても、手数料って必ず取られるじゃないですか、役場で。これは公金ですよね。

この公金がですね、この通帳に、「さくら市場」という「渡邊直也」さんという名義の通帳のときもあれば、今は「大刀洗町さくら市場代表村田まみ様」となっていますけども、これ個人の通帳になりますよね。

○古賀世章委員長 個人の通帳になると思います。

○高橋直也議長 ですよね。だから、ちょっと私も調べたんですけども、もしですね、今現在この「大刀洗町さくら市場代表村田まみ」という通帳が口座がありますけども、この中にお金が入っていて、本人にちょっと不幸があったときには、この中のお金というのは、町じゃなくて遺族に相続されるそうなんですよ。これが本当に大刀洗町の通帳であればそんなことはありませんけども、これはそのような通帳には見受けられないんですよね。あくまでも個人の通帳だと私は思っております。ちょっと正式にこれが個人の通帳だという断言は、この場じや控えさせてもらいますけども。

そうなったとき、3月31日付で令和5年は98万円ほど繰り越しておりますし、令和6年度は200万円以上繰り越しております、4月にですね。この繰り越した金額、これは一般会計の数字に入っているのかなと思いますけども、たしかこの間聞いたときは入っていないというような回答があったと思うん

ですよ。公金ってきっと一般会計にのらないとおかしいんじゃないかなと私は思うんですよね。

町長は、たしか「公金として「さくら市場」から売上げを入れてもらっています」と、「経費で使った残りを入れてもらっています」と言われたんですよね。ということは、公金なんですよね。多分入ってくる名目も雑収入で上がって入ってきますので、公金じゃないと雑収入に入りませんので、これが例えば「さくら市場」が任意団体であれば、入ってきたときには寄附金という名目で入れなくちゃいけないと思うんですよ。大刀洗町の斎場とかがそうですよね。毎年幾らとは決まってないけども、大刀洗町にお金を入れたときには寄附金で上がってきますので、雑収入で入ってきているということは、間違いなく公金なんですよ。公金が一般会計の数字にのらない通帳にあること自体が、僕はちょっと納得ができないんですよね。これいいのかなと正直思っています。公金を違う口座にプールする。これは公金横領になるんじゃないかなと私は思うんですけども、私は弁護士でも裁判官でもないので、その辺は分からんんですけども。こんな会計の仕方がいいのか。そしてこんな会計の仕方を、それこそまた話はちょっと戻りますけども、代表監査委員とか、議選の監査委員さんは知っていたのか。そこも疑問です。知っていてこれを黙認していたということであれば、これは監査委員さんもちょっと勉強不足というか、監査委員さんになる資質が、私はちょっと足りないんじゃないかなと思うぐらいのこれは案件だと思うんですよね。その辺は今後きっと、これが法に抵触しないような町の会計のやり方なのかというのは、今後しっかり百条委員会でも整合性を問いただしていくべきだと私は思います。

以上です。

○古賀世章委員長 分かりました。ありがとうございました。よろしいですか。はい、どうぞ。

○白根美穂副委員長 先ほど議長が言われました公金について、補足させていただきますと、地方公共団体における公金とはということで、「一般会計及び特別会計に予算計上された歳入・歳出に属する現金のこと」とありますので、雑収入で入っているとするならば、それは公金扱いになると私は考えます。

それから、町長も「この通帳もあることも知っていたし、やり方も議員は存じ上げていたと思う」みたいなことの答弁だったと思うんですけども、平成29年の9月に林議員のほうからも質問をされております。「完全に独立しているならいいが、人件費などは町や国のお金が入っているので、手数料を全部のせて、使った分は使った分として支出でのせないと、一体幾ら手数料があって幾らかというのが全然見えない。例えば1,000万あって900万円使ったのか、100万円あって全然使っていないのか分からない。そこはどちらにものせるべきではないかと思う。もしのせないとしたら、財政援助団体みたいに別で説明を受けないと、それはいけないのでないのではないか」とかですね、いろいろ疑問を投げかけ、議員のほうからも当初の頃から何人かから質問を投げかけられているようですね。にもかかわらず、10年間このまま放置されたという経過になるのではないかと思います。

○古賀世章委員長 はい、高橋議長。

○高橋直也議長 そしてですね、これが公金という、私は公金と思うんですけども、公金であれば、やはりきちんとお金の流れを厳密にとどめる帳簿がないといけないと思うんですよ。

この間、証人尋問のときに、そんなのはつけていないと言っていたじゃないですか。自分もよその課に行って、ちょっとびっくりしたと言わっていましたけども。公金って町民から預かったお金ですね。それをそんなに管理で、何に使ったかも覚えていない。覚えていないというか、帳簿にとどめていない。領収書もそのときだけで、後から破棄しているとか、そんな答弁があったと思うんですけども、そんなんで町の大事な住民から預かった税金を使うことができるのかと、私はそこも疑問視したいところがあるんですよね。ちょっとあまりにもこの通帳に関して、「さくら市場」、今の「大刀洗マルシェかでて」、この経営というか、公金の流れについての処理があまりにもずさん過ぎる。私はこれ大問題だと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。そのほか御意見があれば。はい、平山委員。

○平山賢治委員 先ほど記帳がないと、それから領収書も保存していないと。一つは、そういう場所に行政経験のない新任の方を配置して、不正常な業務をさせるというのも、一つのこれは行政の意図的なものなのかなという気はいたします。一般的な公務員の経験があれば、ここに配置された場合に、これはおかしいと、あってはならないことだと気がつきますよね。そうすると、それに気がつかない職員をわざとここに配置したのかな。そうやってよその課に行って初めてやっていることがおかしいと分かったということで、非常に苦しい胸のうちを多分証言していただいたと思うんです。こういう職員を二度と生まないためにも、ここの正常化は必要だと思います。

それと、先日の証言の中でもう一つ思ったのは、百条がこれに関する資料を出せと資料の提出を求めていましたよね。それで出してもらった支出命令書も収入命令書も、印鑑は押してあるんだけど、そのほとんどに決裁年月日が書いてなかったわけです。それはなぜ年月日が全然ついていないのかと聞いたら、「百条から資料の提出を求められたので、それからつくりました」と。我々は説明資料を出せと言っているわけじゃなくて、今ある資料を出せと言っているわけであって、それを意図的にやったとしても、分からずに出したとしても、これはちょっとまた一つの事件だと思います。これは何らかの法に引っかかるのか。これもやはり専門家の方々の意見を聞いていく必要があると思います。

全体やっぱりこの課がずっとやってきたことが、非常に制度設計がまず最初からできていないのが、だから中がぐちゃぐちゃなのは当たり前なんです。これを全部一切合財、最初からやり直していく必要があろうかと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。はい、それでは高橋議長お願いします。

○高橋直也議長 この「旧さくら市場」ですね、町の直営だからこそ、国の補助金とともに投与していると思うんですよね。そうなったときに帳簿をつけていないとか、そうなると、国の会計検査とかが入ったときにはどうなるんですかね、これ。国のお金使って、国の補助金使ってやった時期もあったでしょう、結局。その辺もきちっと町のほうは説明してもらわないと、何でもありのところにお金が流れていって、結局、幾ら流れていって、幾ら町に戻しているのか、何に使ったのか。枝豆収穫祭の枝豆をこれで買ったみたいなのを言われたじゃないですか。それもどういう立てつけでこの課から枝豆を買ってもらっているのかも分からぬし、ここは本当にはつきりしてもらわないと、今後この「大刀洗マルシェかてて」の活動に、議会としては賛成できないと私はそのように思います。

○古賀世章委員長 分かりました。はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 「大刀洗マルシェかてて」の出品者から手数料を頂いた中から枝豆を買って枝豆収穫祭をしている。そこはすごく問題だと思うんですよね。出品者は自分たちが出品するときに、いろいろな文具用品だったり、ラッピングだったりというのを買ってもらうために手数料を取ってもらっている。さっき課長の説明だとそういう立てつけだったんですけど、実際はずっとその手数料をプールしていて、それで枝豆を買って町の枝豆祭をやったということは、そこは問題、すごく不思議な気がするんですけど。

あと一つ、私ちょっと疑問に思うのは、直営団体か任意団体かと聞いたときに、どちらとも言えないような回答でしたよね。町長のマニフェストやそのほかを見ると、直営のとしっかり書いてある。予算書も人件費で出しているので、直営だと思うんです。直営だから人件費を出して、職員がそこで働くことができるんだとは思うんですけど、どちらとも言えないということになると、任意団体に職員を派遣して働かせていいのかという疑問もあります。

○古賀世章委員長 どうぞ、高橋議長。

○高橋直也議長 大刀洗町の中で行われている枝豆収穫祭ですよね、枝豆収穫祭。これは町の事業ですよね。

○古賀世章委員長 そうですね。

○高橋直也議長 ということであれば、枝豆購入費、これは一般会計の中で上がってくるのかなと思って。これが例えば別通帳の旧「さくら市場」の通帳から枝豆を購入したということであれば、であればですよ、大刀洗町の一般会計の中から枝豆を買ったという流れは出てこないですかね。ということは、枝豆収穫祭で出す枝豆は、大刀洗町はどこからお金を用意したという説明ができないですね。一般会計の中にのっていなければ。その辺もちょっと疑問が生じてくるなと思いますので、今後しっかりと調べてもらいたいと私は思います。

○古賀世章委員長 分かりました。そこは今後またしっかり調査をしていきたいというふうに考えます。どうぞ、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 令和6年度からは、枝豆の仕入れは町でやるということになっているので、5年まで。課長のこの前の証言によると、「枝豆を買わなきやいけないからお金をずっとプールして貯めていたんだ」という御発言だったんですよ。町長は「毎年ちゃんと閉めて、雑収入として入れています」と言われたんですよね。ただ、通帳を見たら分かるように、ゼロになってないんです。ゼロになっているところは他の通帳に繰り入れたというだけで、ずっと続いているんですよね。なので、ちょっとそこも整合性が取れていないと思います。

○古賀世章委員長 取れてないから、もう少し深掘りして、きちんと実態はどうなんだということを調べていかなければと思います。どうぞ、平山議員。

○平山賢治委員 厳密に言えばベビーギフトと同じで、町と「かてて」に対する契約はあるべきものかな、これは、もしかすると。じゃあ、そういう書類も必要かもしれません。ちょっとすみません、思いつきで。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。今、平山委員のほうから記録提出の要求みたいなお話が出ましたんで、一つマルシェについてですが、「マルシェかてて」が町に対して出生記念品代ですか、これとして3,000円、これを請求しているわけですね。そして地域振興課が所有する通帳に、町から3,000円が振り込まれるとということですが、地域振興課は御承知のように、記念品の出品者には2,500円しか払っておらんということですね。

その出生記念事業がどのような契約になつたかということ、ちょっと分からんわけですね、今の段階では。したがって、先ほど平山委員や高橋議長からも御意見が出ておりましたように、きちんとこういうやつも含めて確認する必要があるんじゃないかということで、まずは今私が申しました出生記念事業の契約書、この提出をまず求めたいというふうに考えております。

それからですね、公金の支出において、これだけの書類の偽造や違法な会計処理が明らかであることからですね、この際、平成29年度から令和6年度までの全ての歳入・歳出伝票、この提出を求めたいというふうに考えます。ただ、6年度の伝票に関しましては、監査前の伝票は、監査後に、速やかな提出、これを求ることとしたいと思います。

以上の提出を求めたいと思いますが、本件につきまして、何か御意見等あればお願ひをしたいと思います。平山委員。

○平山賢治委員 そうですね、加えてちょっと枝豆の流れといいますか、枝豆関係の書類ってありますかね。枝豆、町と「かてて」に関して。

○古賀世章委員長 多分、通帳には入つるんじゃないかな。

○平山賢治委員 契約に関する部分。

○白根美穂副委員長 出品者との契約ですか。

○平山賢治委員 例えば出生記念品だったら、大刀洗町と「かてて」ですよね。そこがどうなっている

のか。そうすると、枝豆に関しても町と「かてて」がどういう契約しているのかというのが一つあるのかな、ないですかね。

○古賀世章委員長 町と「かてて」が。

○平山賢治委員 どういう物品契約を結んでいるのか。

○古賀世章委員長 ちょっとそれ分かりませんけど。

○平山賢治委員 後でまた結構です。

○古賀世章委員長 では、先ほど平山委員が言われましたですね、それも調査事項として、特に最近のやつは多分、きちんとしておるかもしれませんけど、数年前まではどのようなことをやっておったかというのは、もうちょっと調べんと分からんような感じはしますね。どうですか。はい、實藤委員。

○實藤量徳委員 今だと、「かてて」というのが一応町の直営という立てつけになっているんだったら、契約は要らないんじゃないですかね。だから、直営のつもりでやっているから、つい「つくっていません」というふうな答えになるんじゃないですか。

○古賀世章委員長 もしあったら提出していただくと。どうぞ、議長。

○高橋直也議長 「大刀洗マルシェかてて」がですね、何で町に対して3,000円振り込んでもらって、そして出品者、出品者というか、出生記念品を販売する出品者の方に2,500円、中抜き500円して、何で中抜き500円しなくちゃいけないのかが私はよく分からんんですよ。直営、同じ町同士でしょう。町同士で何で、じゃあ、町がこの人にお金払ってと。例えば課にお金払うときに分かりましたと受け取って、そこで手数料をはねて出品者にお金を支払っているような形になりますよね。これもよく分からんんですよね。

○古賀世章委員長 副委員長、ちょっと説明、もしよければ。

○白根美穂副委員長 説明じゃないんですけど、そしたらですね、その天引きしている理由書を求めるからどうですかね。10%とかだったら300円でいいはずなんですよ。手数料を取らせてもらっていますとこの前も御回答されたけど、これに従って言うなら、要綱とかありますけど、だったら10%だったら300円でいい。10%だから。でも、最初10%でしょう、から20%。20%だったら600円。何で500円になっているのか。そこのもしかしたら、あれがあるかもしれない、500円引きますというのを。出品者からも3,000円相当分が出ているはずなんですね。でも、地域振興課からは2,500円分しか出品者に払っていないということになるので、その契約書もあるんじゃないかなと思うんですよ。出産のあれに出す分は、こんだけ引きますよという、そういうのがあるのかもしれない、もしそれがあればそれも提出対象にしていただければなと思います。

○古賀世章委員長 あるかもしれませんね。分かりました。はい、どうぞ、議長。

○高橋直也議長 多分ですね、手数料を取るから、何かの取決めした契約書みたいのが、同じ町の担当課同士でも何か契約書がないと、覚書というかね、それがないと多分取れないと思うんで、そんな

契約書というか、決め事の書類があるのであれば、言われるように提出を求めたほうがいいと思います。

○古賀世章委員長 はい、副委員長。

○白根美穂副委員長 「大刀洗マルシェかてて」の物品販売納品に関する承諾書や出荷要綱というのはあるんですよ。だとしたら、やはり出産のお祝いもこういう要綱があるのではないかと思うので、取り寄せていただければと思います。

○古賀世章委員長 分かりました。はい、どうぞ、實藤委員。

○實藤量徳委員 先ほどの500円を何で取るか。一応出品者には3,000円やって、それで普通の方だったら3,000円の分で10%から20%の手数料を取りますと。そういう形で先に天引きしますという形になっているんじゃないですかね、立てつけとしては。その書類があるかどうか知らないです。考え方としてです。都合のいいやり方ですね、「かてて」のほうの。

○古賀世章委員長 分かりました。はい、どうぞ。

○白根美穂副委員長 出産祝いの出生記念品事業というのは、しっかりと予算に1人頭3,000円で組んであるんですよ。それは町の事業なので天引きする必要もないし、町の会計課が出品者に対して直接振り込めばいい話のことだと思うんですよ、3,000円。なのに、ここで500円取っているんだって感じがしますけど。

○古賀世章委員長 分かりました。そのほかどなたか。何かその他、記録の提出云々に関しまして、御意見があればお願いをいたします。よろしいですか。

公金の支出において、いろんな処理偽造とか、あるいは違法な会計処理、これが明らかであることからですね、この際、平成29年度から令和6年度までの全ての歳入・歳出伝票、この提出を求めたいというふうに考えます。中身は先ほどから話題になっております枝豆祭りの件と、それから出生記念品の事業の契約書、こういったところを考えておりますが、いかがですか。ほかにあれば。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、お諮りします。今申し上げました記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、3月26日までに記録の提出を求めることしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ただいまが2時30分過ぎですから、2時45分から再開をしたい

と思います。お疲れさんでした。

(午後2時31分休憩)

(午後2時45分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事再開をいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、次は佐々木氏への診断書の再提出依頼等についてでございます。

証人喚問しております佐々木大輔氏から前回提出されました欠席届について、不出頭の理由が正当であるかを判断するため、証人に対し書類の提出を求めた件でございます。

医師による診断書が提出されましたが、欠席届に記載された欠席理由を証明するものではありませんでした。また、今後の本委員会のスケジュールを計画するに当たりまして、いつ頃ならば証人として出頭可能であるか、現状を確認する必要があります。詳細は、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 補足いたします。再度、佐々木氏から出された欠席届の内容について説明させていただきます。

理由ですね、鬱病の病気療養中であり体調が優れないため、また2月28日にかかりつけの心療内科を受診した際、症状悪化のおそれがあるため、欠席するよう主治医から助言を受けたためという理由が書かれた欠席届が送られてきております。

医師による診断書が提出されたとありますが、これは総務課から上がってきたものであって、12月27日付の診断書でした。これは、佐々木氏が病気休暇を申請するための診断書であるということで、私たち百条が求めた診断書は、この3月5日に出頭できなかった、2月28日に心療内科を受診した際、症状悪化のおそれがあるため欠席するよう主治医から助言を受けたこの内容を証明する診断証明書を提出してくださいという旨でございますので、12月27日付で出された診断書は、こちらが求めているものではないとして返却しております。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

それでは、お諮りをいたします。佐々木大輔氏に対し、1つは3月5日の欠席理由を証明し、なおかつ2つ目は、いつ頃にならば出頭可能であるか、この見込みが分かる書類の提出を求めるに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしの声が上がっております。では、異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それとプラスして、いつだったら、もし病状が長引いてしばらくまた休む、病気休養が必要であるという場合だったら、いつだったらこちらが出頭要請をしてもいいのかというような、分かるような診断書もつけていただければと思うんですけども。

○古賀世章委員長 それは先ほど言いました、いつ頃出頭可能であるかの見込みということでよろし

いでしょうか。それを入れていただくということで、一応進めさせていただきます。

それでは、次に進みます。弁護士の選任についてということで。

本委員会を進めるに当たり、地方自治法をはじめ各種の法令を遵守し、適正かつ円滑に調査を進めるため、当委員会に対する法的アドバイスを受ける弁護士を選任したいと思います。選任する弁護士について、白根副委員長より御説明をお願いをいたします。

**○白根美穂副委員長** 当委員会に対する法的アドバイスを受ける弁護士ですが、実務経験や知識豊富な弁護士であること、急な相談にも対応可能であることが必要と考えております。

そこで、数件の弁護士事務所に回らせていただいてお話を伺わせていただきました。そこで、その回った弁護士事務所の中から、これまで数多くの多様な問題に取り組まれ、国や企業の責任を追及し、様々な裁判に関わってこられました久留米第一法律事務所の馬奈木昭雄弁護士を選任したいと考えております。

**○古賀世章委員長** ありがとうございました。

皆さん、お諮りをいたします。弁護士の選任について、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の法的助言者として、久留米第一法律事務所の馬奈木昭雄弁護士を選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○古賀世章委員長** 異議なしと認めます。よって、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の法的助言者として、久留米第一法律事務所の馬奈木昭雄弁護士を選任することに決定をいたしました。

次に、次回の委員会の開催についてでございます。次回は4月7日月曜日、午後1時30分より会議を行いたいと思います。皆様、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○古賀世章委員長** 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

そのほかで何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**○古賀世章委員長** それでは、ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後3時閉会)